

規 約 (草案)

第二章 總 則

第一條 本組合ハ日本交通線
 勸業總局神戸市電從
 業員組合ト稱ス
 第二條 本組合ハ神戸市電氣
 局從業員及本組合ノ
 承認シタル者ヲ以テ
 組織ス
 第三條 本組合ハ綱領決議ヲ
 貫テスルヲ以テ目的
 トス
 第四條 本組合ハ本部ヲ
 ニ置キ支部ヲ各所
 ニ置ク

第三章 機 關

第五條 本組合ニ左ノ機關ヲ
 置ク
 一、大會
 二、中央委員會
 三、中央執行委員會
 第六條 大會ハ本組合最高ノ
 決議機關ニシテ毎年
 一回中央執行委員會
 之ヲ召集ス
 但シ中央委員會ニ於
 テ緊急必要アリト認
 メタル時臨時大會
 ヲ開催スル事ヲ得
 第七條 大會ハ大會代議員
 中央委員、中央執行
 委員ヲ以テ構成シ、
 議長ハ大會ニ於テ選
 任ス
 第八條 代議員ノ選出ハ各
 單位トシテ其ノ選出方
 法ハ中央委員會之ヲ
 決定ス、但シ中央執
 行委員ハ採決權ヲ有
 ス
 第九條 大會ハ代議員定數ニ
 分ノ二以上ヲ以テ成
 立シ議決ハ過半數ヲ
 以テ決ス
 但シ可同數ナル時
 ハ議長之決ス

第十條 中央委員會ハ中央委
 員及中央執行委員ヲ
 以テ構成シ次期大會
 迄ノ最高決議機關ニ
 シテ中央執行委員會
 之ヲ召集シ議長ハ中
 央執行委員長之ニ任
 ス
 第十一條 中央執行委員會ハ
 本組合ノ執行機關ニ
 シテ大會、中央委員
 會ノ決議ヲ執行シ其
 ノ他緊急必要アル事
 項ヲ決議執行シ議長
 ハ中央執行委員長之
 ニ任ス
 但シ次期中央委員會
 ノ承認ヲ受クベシ
 第十二條 中央執行委員會ハ
 事務機關トシテ書記
 長トシテ書記トシテ
 中央委員會之ヲ任
 免ス
 第十三條 書記ハ大會、中央
 委員會、中央執行委
 員會ニ於テ發言權ヲ
 有ス
 第十四條 中央執行委員會統
 制ノ下ニ左ノ部門ヲ
 置ク
 一、組織部
 二、宣傳部
 三、教育部
 四、出版部
 五、政治部
 六、争議部
 七、調査部
 八、情報部
 九、保健部
 部長及職員ハ中央委
 員會ニ於テ選定ス
 第十五條 中央委員會、中央
 執行委員會ハ委員定

第三章 役 員

第十六條 本組合ニ左ノ役員
 ヲ置ク
 一、中央執行委員長
 二、中央執行委員
 三、中央委員
 四、會計兼庶務員
 五、會計
 第十七條 役員ノ選出方法左
 ノ如シ
 一、中央執行委員長
 中央執行委員會計
 ハ大會ニ於テ選定
 ス
 二、中央委員ハ支部
 ヲ單位トシ組合員
 三十名ニ就キ一名
 トシ支部委員會ニ
 於テ選定ス
 但シ組合員二十名
 以上ノ端數アル時
 ハ一名ヲ増加スル
 事ヲ得
 三、會計兼庶務員ハ
 支部會計ヲ以テ之
 ニ充テ
 第十八條 役員ハ次員ヲ生シ
 タル時ハ中央委員會
 ニ於テ補充任命ス
 第十九條 役員ノ任期ハ一年
 トス
 但シ再選ヲ得ス
 第二十條 中央委員會ノ決議
 ニ依リ顧問ヲ置ク事
 ヲ得
 第二十一條 組合員五十名以
 上ヲ有スル部處ニ於

第四章 支 部

第二十二條 支部役員ノ選出
 方法左ノ如シ
 一、支部長、副支部
 長各一名トシ支部
 委員中ヨリ選出ス
 二、支部會計ハ一名
 トシ支部委員中ヨ
 リ選出ス
 三、支部委員ハ各班
 ヲリ選出ス
 第二十三條 支部ハ中央委員
 會中央執行委員會ノ
 決議ヲ尊重スルヲ要
 ス
 第二十四條 支部ハ本規約ニ
 準ジテ支部規約ヲ設
 クル事ヲ得
 但シ中央委員會ノ承
 認ヲ受ケタル要ス
 第五章 會費及會計
 第二十五條 本組合ノ經費ハ
 組合費ヲ以テ之ニ充
 ツ
 第二十六條 組合費ハ組合員
 一名ニ付一ヶ月金參
 拾圓トシ毎月末支部
 ヲ經テ本部へ前納ス
 ルモノトス
 但シ中央委員會ニ於
 テ緊急必要アリト認
 メタル時ハ臨時徴集
 スル事ヲ得
 第二十七條 本部費支部費ノ
 制當ハ中央委員會之
 ヲ決ス
 第二十八條 會計ハ毎年六月
 十二月ニ決算報告ヲ
 ナスモノトス

第六章 加入及脱退

第二十九條 本則第二條ニ
 當スルモノハ本組合
 ニ加入スル事ヲ得
 第三十條 本組合ニ加入セシ
 トスル者ハ本部又ハ
 支部へ申込ムモノト
 ス
 第三十一條 本組合員ニシテ
 本則第二條ノ資格ヲ
 失シタル者ハ脱退者
 トミナス
 第三十二條 本組合ノ規約ニ
 違反シ統制ヲ亂シタ
 ル者ハ中央委員會ニ
 於テ除名ス
 第三十三條 除名ニ關スル最
 後ノ決定權ハ大會之
 ヲ有ス
 第七章 附 則
 第三十四條 會計職務規定及
 各專門部委員會ノ細
 則ハ中央委員會之ヲ
 定ム
 第三十五條 本則ハ大會ノ協
 議ヲ經ルニ非ザレバ
 修正變更スル事ヲ得
 ス
 第三十六條 本則ハ昭和七年
 十一月二日ヨリ之ヲ
 實行ス 以上

組 合 歌 (五律の體)

(一) 黎明海に輝ききて
 都市の生命の醒むるより
 群星山に輝ききて
 都市の睡眠に醒みきて
 産業線の先頭に
 動く市電従業員
 (二) 此の地幾度民衆の
 解放の旗掲げたる
 彼の先驅者が踵に
 抗して進みし足跡を
 身を犠牲となし雄々しくも
 進む市電従業員
 (三) 反動彈壓暴虐の
 嵐は如何に荒ぶとも
 決意は堅し血盟の
 團結の武器とり持てて
 光榮ある使命を果さんと
 起てる市電従業員
 (四) あゝ幾度か公共の
 よき名の爲めに犠牲せん
 もし時たらば一齊に
 起つべき心ははやなりぬ
 階級の旗高く持ち
 守る市電従業員
 (五) 勇気を掛け導きつ
 同志の精神に結ばれて
 全階級の解放の
 使命成就に到るまで
 扶助友愛と闘争に
 生きる市電従業員

神戸市電従業員組合

擴大戦闘化萬々歳!